

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年1月23日

【計算期間】 第2期（自 2016年11月1日 至 2017年4月30日）

【発行者名】 投資法人みらい

【代表者の役職氏名】 執行役員 菅沼 通夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 三井物産・イデラパートナーズ株式会社
取締役CFO兼業務部長 上野 貴司

【連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【電話番号】 03-6632-5950

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

第3期（自 2017年5月1日 至 2017年10月31日）有価証券報告書の作成の際に、2017年7月28日提出の第2期（自 2016年11月1日 至 2017年4月30日）有価証券報告書の記載事項につき改めて確認を行った結果、同有価証券報告書の記載事項のうち、「第一部 ファンド情報／第1 ファンドの状況／4 手数料等及び税金」における計算、会計事務、納税に関する一般事務受託者への支払手数料の記載について、当該受託者との間で合意に至った契約内容に合わせて更新すべきところ、当該契約が合意に至ったことを関係者で共有する体制が整っていなかったことから必要な更新を失念し、結果として、当該受託者との間の合意とは異なる不正確な記載を残したまま提出に至ったことが判明したことから、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【管理報酬等】

② 一般事務受託者への支払手数料

<訂正前>

(前略)

(ハ) 計算、会計事務、納税に関するに関する一般事務

- a. 計算、会計、納税に関する一般事務受託者である税理士法人平成会計社への委託業務にかかる報酬（以下「一般事務報酬（会計等）」といいます。）の月額、以下の報酬体系の算式により計算された額（消費税及び地方消費税は別途。）とし、本投資法人は、計算、会計、納税にかかる一般事務受託者である税理士法人平成会計社に対して、当月分を翌々月末日（末日が銀行休業日の場合には、前銀行営業日とします。）までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払うものとします。また、下記における基準日とは、毎月の末日をいいます。

報酬体系

一般業務報酬（会計等）の月額 =

(年間固定報酬金額 + 年間変動報酬金額 × 月末時点物件保有数) × 1/12

ここで、年間固定報酬金額は金20,000,000円を、年間変動報酬金額は金2,000,000円をそれぞれ上限として、本投資法人及び一般事務受託者が書面により合意して定めるものとします。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、効力発生日から本投資法人が初めて物件を取得した日が属する月の前月までの期間に係る一般事務報酬（会計等）は、月額として金1,600,000円を上限として本投資法人及び一般事務受託者が別途書面により合意して定めるものとします。

(中略)

- d. 新規に物件（本（ハ）において、現物不動産に係る共有持分若しくは区分所有権等又は現物不動産を裏付けとする信託の信託受益権に係る準共有持分等（以下、本（ハ）において「本共有持分等」といいます。）を取得した場合には、初期の固定資産台帳作成・登録

報酬として、1物件（本d.においては、本共有持分等ごとに、1つの物件として数える。）当たりの単価金2,000,000円を上限として別途本投資法人及び一般事務受託者の協議の上書面により合意した額を、本投資法人は一般事務受託者に対して、作業完了時の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払うものとします。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ハ）計算、会計事務、納税に関する一般事務

- a. 計算、会計、納税に関する一般事務受託者である税理士法人平成会計社への委託業務にかかる報酬（以下「一般事務報酬（会計等）」といいます。）の月額、下記の物件連動報酬体系の算式により計算された額（消費税及び地方消費税は別途。）とします。本投資法人は、計算、会計、納税にかかる一般事務受託者である税理士法人平成会計社に対して、当月分を当月末日（末日が銀行休業日の場合には、前銀行営業日とします。）までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払うものとします。

物件連動報酬体系

一般業務報酬（会計等）の月額 =

年間固定報酬金額×1/12+変動報酬月額単価×月末時点保有数

ここで、年間固定報酬金額は金20,000,000円を、変動報酬月額単価は金200,000円をそれぞれ上限とし、また、月末時点保有数は、本投資法人が前月末時点で所有し、一般事務受託者が委託業務を行う不動産（本投資法人が所有する信託受益権に係る信託財産である不動産を含みます。）の保有数（以下、本（ハ）において「保有数」といいます。）で、一般事務報酬の月額の算定基礎となる保有数と定義し、年間固定報酬金額及び変動報酬月額単価の具体的な額及び数値は別途、本投資法人及び一般事務受託者が書面により合意して定めるものとします。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、本投資法人の第1期の一般事務報酬（会計等）は、金1,100,000円とし、本投資法人は一般事務受託者に対して、2016年12月31日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払うものとします。

（中略）

- d. 新規に物件を取得した場合（本（ハ）において、区分所有権などの部分的な取得等を含みます。）には、初期の固定資産台帳作成・登録報酬として、1物件当たり金2,000,000円を上限とする、別途本投資法人及び一般事務受託者の協議の上、書面により合意した額を、本投資法人は一般事務受託者に対して、作業完了時の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払うものとします。

（後略）